

令和8年5月27日

## 指定ごみ袋に関する臨時措置のお知らせ

昨今の中東情勢の影響による不安の高まりから、指定ごみ袋の購入が集中し、現在、町内の一部小売店において品薄や数量制限を行っている状態となっています。

このため、臨時措置として、指定ごみ袋の入手が困難な場合には、指定ごみ袋以外の袋でも出せることとします。

### 実施期間

令和8年6月1日（月）から6月30日（火）まで

### 対象となる方

指定ごみ袋を入手することが困難な方に限ります。

※指定ごみ袋をお持ちの方は、これまでどおり指定ごみ袋をご使用ください。

### 代用できる袋の条件

項目	内容
色・素材	透明または半透明で、中身が見えるプラスチック製・ビニール製の袋
大きさ	20リットルから45リットル
記入内容	袋の見やすい場所に、油性マジック等でごみの種類を大きく記入してください 袋に「可燃」「不燃」「容器」などと記入してください
出し方	袋の口をしっかりと縛り、通常どおり収集日に出してください

### 使用できない袋

黒色など中身が見えない袋、コンビニやスーパー等のレジ袋、他自治体の指定ごみ袋

### お願い

過度な買いだめ・買い占めはお控えください。指定ごみ袋は、必要な数量を購入していただきますようお願いいたします。過度な買いだめや買い占めが生じると、一時的に販売店の在庫が不足し、必要としている方に行き渡らなくなるおそれがあります。

町民の皆様には、冷静な判断のもと、必要な数量の購入と、ごみの減量・資源化にご理解とご協力をお願いいたします。

### 問い合わせ

吉見町役場 環境課 廃棄物対策係

電話：0493-54-7811